令２医務保険第1401号

令和３年(2021年)３月30日

各病院の管理者 　様

山口県健康福祉部医務保険課長

医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科

医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告

することができる事項の一部を改正する件について

　このことについて、別添のとおり厚生労働省医政局から通知がありましたのでお知らせします。

医療指導班　竹永

TEL 083-933-2820

FAX 083-933-2939